

上野原市制施行20周年記念タイトル・ロゴマーク使用規定について

1. 利用者について

市制施行20周年のタイトル及びロゴマークを使用できる者は、市民または市民団体、及び冠事業として市が主催、共催又は後援する事業を実施する者とする。

2. 使用申請手続きについて

タイトル及びロゴマークを使用する者は、事前に「上野原市制施行20周年記念タイトル・ロゴマーク使用申請書」を上野原市に提出し、許可を得るものとする。また、タイトル及びロゴマークの使用に関する事業等の企画書又はチラシ等を添付すること。

ただし、事前に冠事業として報告されている事業に使用する場合、市の広報誌又はホームページ等で使用する場合には申請を不要とする。

3. 使用許可について

上野原市は、提出された申請書を審査の上、「上野原市制施行20周年記念タイトル・ロゴマーク使用許可書」を交付する。

4. 使用方法について

タイトルを使用する場合は「上野原市制施行20周年記念」又は「祝 上野原市制施行20周年」のどちらかを使用すること。

ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを拡大、縮小することは可能とするが、形状、色彩等の変更は認めない。
- (2) 単色で使用する場合は、その旨申請書に記載し、承認を得ること。
- (3) ロゴマークのデータは、使用許可書の交付後、事務局より提供する。
- (4) 第三者へデータ提供を行うことを禁止する。
- (5) 使用許可書で許可された使用方法を除きロゴマークの使用はできない。
- (6) その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守しなければならない。

5. 使用期間について

タイトル及びロゴマークの使用期間は、使用許可日から令和7年12月末日までとする。

6. ロゴマークに関わる権利について

ロゴマークに関する一切の権利は上野原市に帰属する。